

安城市企業立地推進計画

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

令和3年3月

安城市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 現状把握	3
1 安城市の概況	3
（1）地理的特性	3
（2）人口・世帯数	4
（3）広域交通	6
（4）災害	7
（5）財政状況	8
2 産業の状況	9
（1）事業所及び従業者数	9
（2）市内総生産	10
（3）製造業の状況	11
① 事業所数及び従業者数	11
② 製造品出荷額等、付加価値額	12
③ 工業用地の状況	13
④ 業種別の状況	14
（4）企業進出意向（企業ヒアリング調査）	18
3 現状把握のまとめ	20
（1）都市の現状まとめ	20
（2）産業の現状まとめ	20

第3章 課題の整理	21
-----------	----

第4章 企業立地の方針	22
-------------	----

1 基本理念	22
2 基本方針	22
(1) 工業用地の確保に向けた方針	22
① 産業ゾーンの位置	22
② 産業ゾーンの用地確保に向けた取組	26
③ 既存工業地の効率的利用に向けた取組	27
(2) 産業構造のリニューアルに向けた方針	27

第5章 企業立地の推進体制	28
---------------	----

1 企業立地支援制度	28
① 企業投資促進事業補助金	28
② ものづくり企業研究開発推進事業補助金	29
③ がんばる中小企業応援事業補助金	30
④ 信用保証料補助事業補助金	32
2 推進活動	32

参考資料 用語解説	33
-----------	----

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景・目的

わが国の産業構造は、市場経済のグローバル化や ICT、AI、IoT などの技術革新が世界規模で急速に進展しており、大きな変革期を迎えています。また、人口減少社会となり、国内市場の拡大を前提とした経済活動は困難性を増しており、安定的かつ発展的な経済活動を維持することが課題となっています。

こうした中、本市の産業を牽引してきた自動車産業において、CASE 革命と呼ばれる社会変化・技術変化の動きによる大変革期を迎えており、この影響はすでに市内事業者にも及んでいます。特に、電動化によりガソリンエンジンなどの内燃機関・駆動系関連の事業者では将来的に売り上げの減少が見込まれ、業態変更を迫られています。具体的には、大手事業者ではグループ企業の統合や電動開発センターの開設、電動駆動モジュール開発・販売会社の設立などの動きがあります。そして、部品の共通化や設計開発の効率化が進み、試作・金型事業者では受注の大幅な減少がすでに現実となっています。

このように現在の事業の継続と業態変更を並行して実行していくことが各事業者に求められています。一方では新規参入を狙う企業の進出の動きもあり、その鍵を握る“工業用地の確保”が今後の地域経済を左右する重要な課題となっています。しかし、本市においては様々な制約から進出できる場所が限られており、一方近隣市においては、企業誘致や工業団地形成の動きが活発であり、市内企業の市外への流出増加や進出企業の誘致を逸する事態が懸念されます。

今日まで本市においては、基幹産業である自動車産業などに支えられ、安定した財政運営を堅持してきましたが、今後その基盤は大きく揺らぎかねません。『既存企業の流出抑制と新たな企業の誘致を進める環境づくり』により、企業立地を計画的に進め、先を見通した取組が必要となります。

一方、近年自然災害が頻発・激甚化しており、各地で浸水や土砂災害などが発生しています。また、南海トラフ巨大地震の発生が懸念され、これによる被害は東日本大震災を大きく上回るものと想定されています。さらに、直近では新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延などのリスクも加わってきました。このような自然環境に対応した、新たな都市構造の変革も迫られています。

本市では、他市と比べ水害リスクは低いものの、今後の企業立地においても、想定される巨大地震等の自然災害のリスク分散を考慮しながら、計画的な工業用地の確保を進めるための土地利用について具体的な方針を示したうえで、その確保に向けた取組を示します。

2 計画の位置付け

本計画は、安城市総合計画に定める土地利用構想の実現を図るため、本市における工業用地に関する土地利用計画の指針をより具体的な形として定めるものです。変化の早い現下の社会状況においては、工業用地を計画的に誘導するという方針を機敏に具体化していく必要があるという認識のもと、本計画を策定します。

本計画に定められる方針は、総合計画の土地利用の方針を実現するためのものであり、必要な制度等の整備の指針としていきます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度（2021年度から2025年度）の5年間とします。

第2章 現状把握

1 安城市の概況

(1) 地理的特性

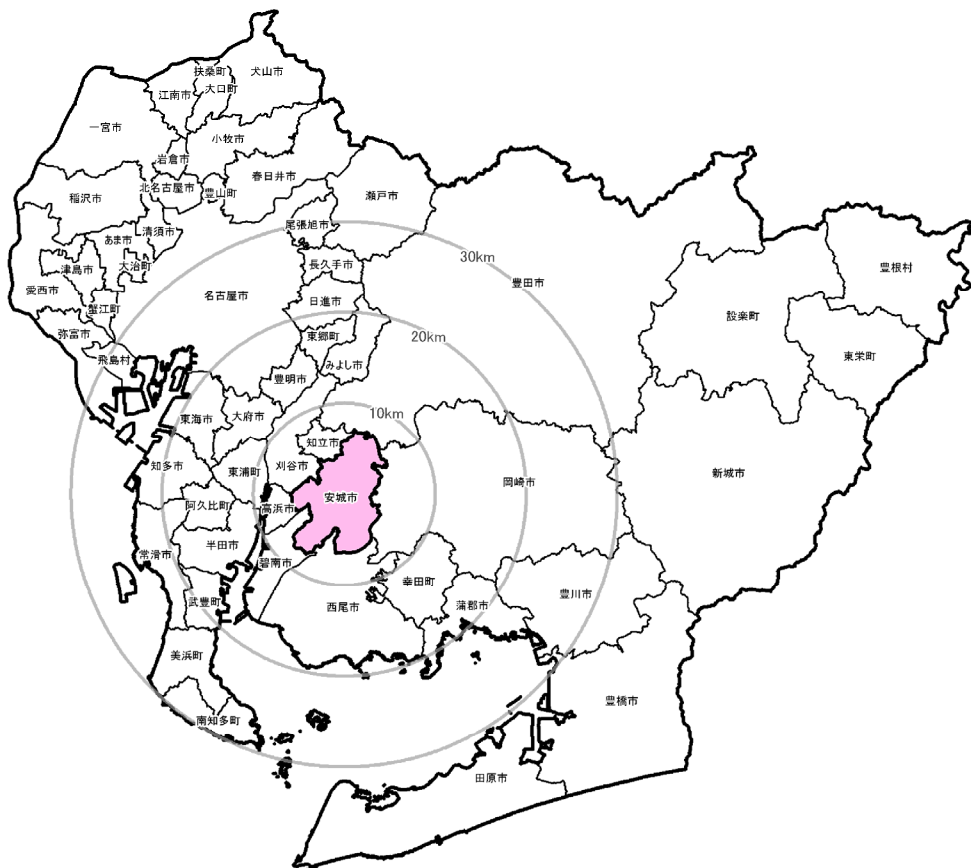
本市は、名古屋市の南東約30kmに位置し、市域は南北に13.7km、東西に10.6kmの広さです。地形的には、岡崎平野の中央、矢作川の西岸に位置し、最高標点が27.7m、最低標点が0.7mと非常に高低差が少ない土地です。

土地利用は、市域面積 86.05 km²（市街化区域 21.58 km²（25.1%）、市街化調整区域 64.47 km²（74.9%））のうち、農地が 37.15 km²と 43.2%を占め、宅地が 23.48 km²（27.3%）、その他が 25.42 km²（29.5%）となっており、農地が多い土地利用となっています。（資料：'19 安城の統計）

水系は、矢作川が市域の南東境界付近を通っているほか、各所に明治用水の幹線・支線が流れています。また、南西部の碧南市との市境には汽水湖の油ヶ淵があります。

本市は、岡崎市、豊田市、知立市、刈谷市、高浜市、碧南市、西尾市に隣接しており、日本の自動車産業の中樞を担う都市に囲まれています。

図 安城市の位置



(2) 人口・世帯数

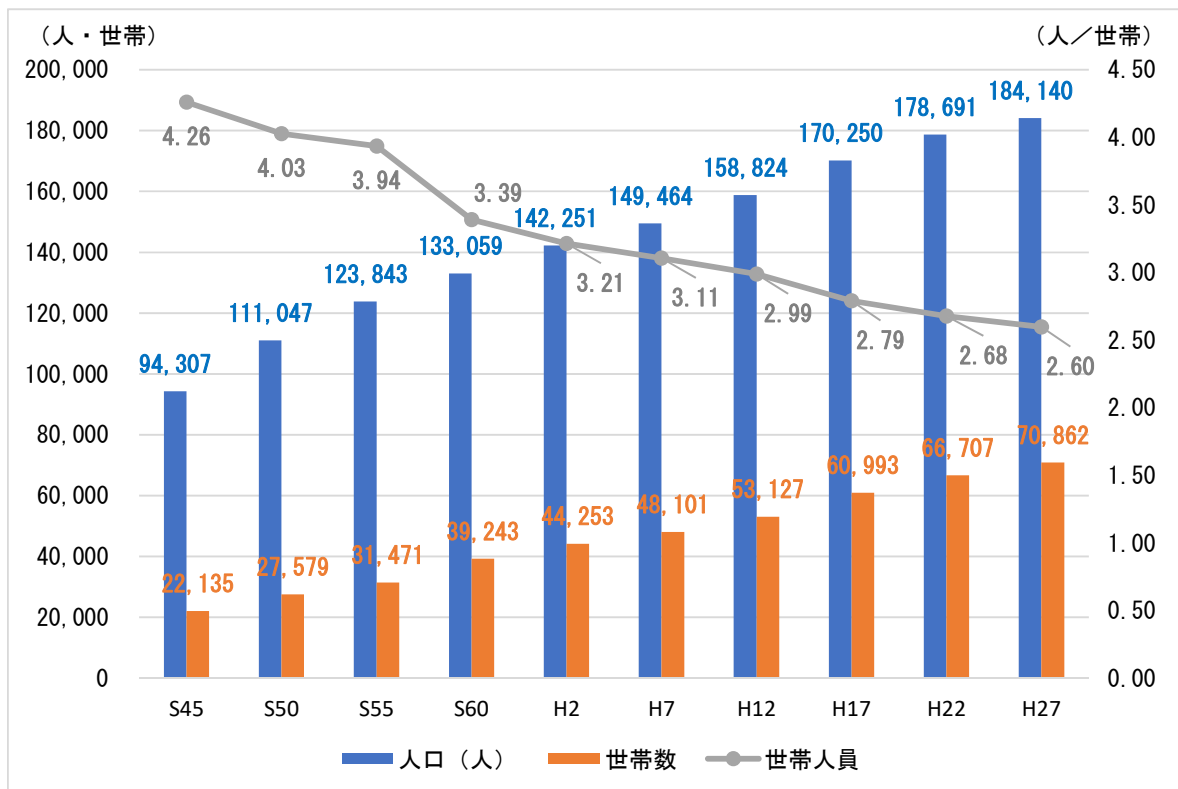
安城市の人口、世帯数は増加傾向にあります。増加率は低下する傾向にあります。

世帯あたり人員は、昭和50年までは4人以上でしたが、その後低下を続けており、平成27年(2015年)では2.60人/世帯にまで低下しています。

表 人口・世帯数の推移 (国勢調査)

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
人口(人)	94,307	111,047	123,843	133,059	142,251	149,464	158,824	170,250	178,691	184,140
世帯数	22,135	27,579	31,471	39,243	44,253	48,101	53,127	60,993	66,707	70,862
世帯人員	4.26	4.03	3.94	3.39	3.21	3.11	2.99	2.79	2.68	2.60
人口増加率(%)		17.8%	11.5%	7.4%	6.9%	5.1%	6.3%	7.2%	5.0%	3.0%
世帯増加率(%)		24.6%	14.1%	24.7%	12.8%	8.7%	10.4%	14.8%	9.4%	6.2%

図 人口世帯数の推移 (国勢調査)

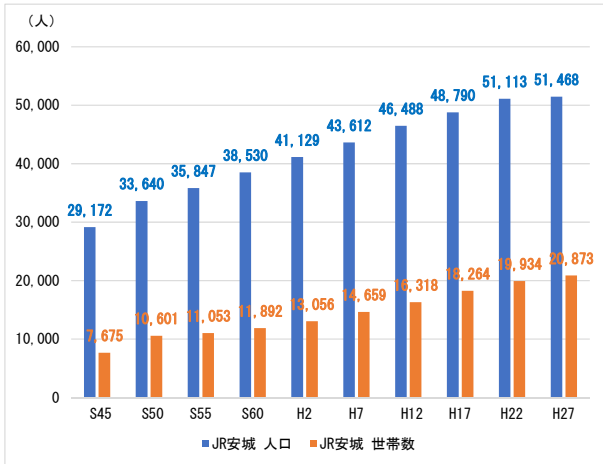


地域別(安城市都市計画マスタープランの地域別構想の策定において区分した5地域)に見ても、全ての地域において人口、世帯数とも増加傾向にあります。

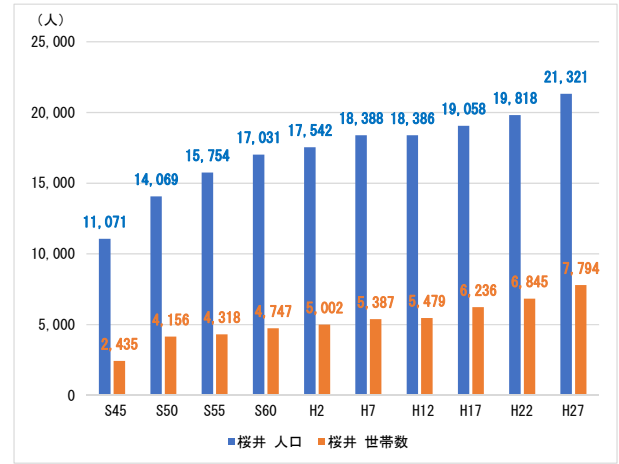
人口増加指数でみると、三河安城地域における増加指数が高くなっています。

図 地域別人口世帯数の推移 (住民基本台帳)

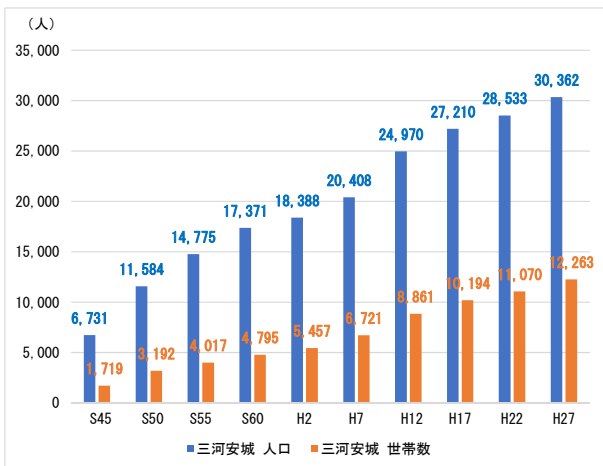
<JR 安城>



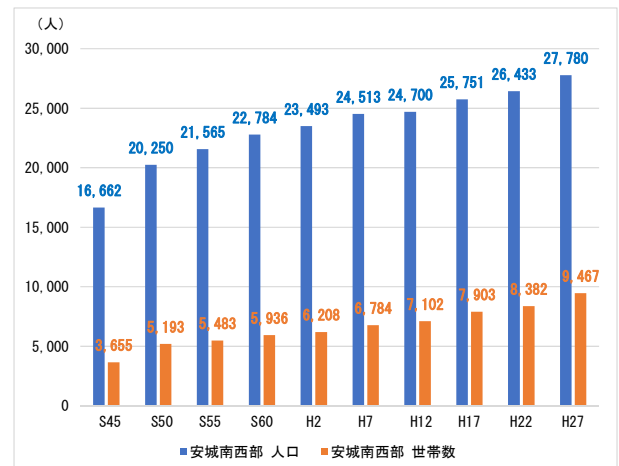
<桜井>



<三河安城>



<安城南西部>



<北部・新安城>

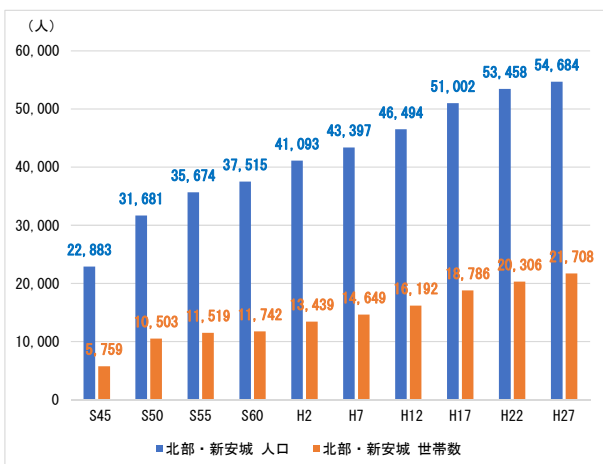
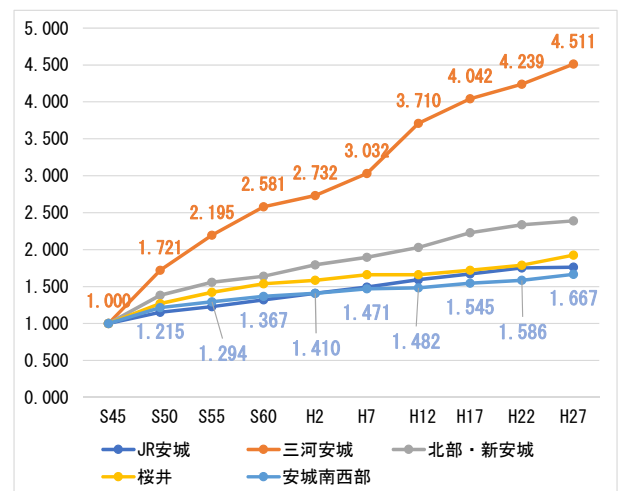


図 地域別人口増加指数の推移 (住民基本台帳)



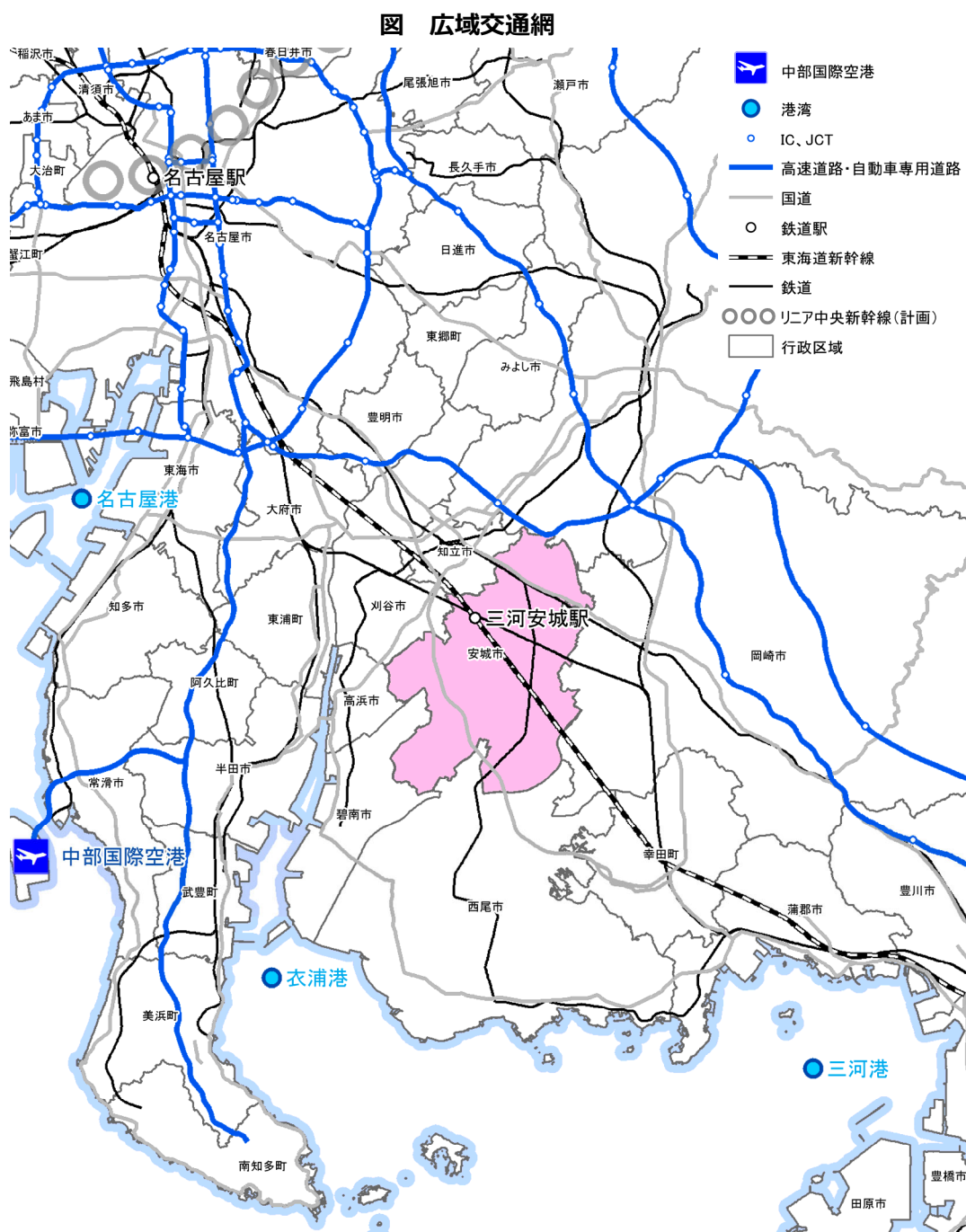
注：出典が異なるため、各地域の合計とP4の市全体の人口は一致しない。

(3) 広域交通

広域道路網は、市北端に伊勢湾岸自動車道が通っているとともに、国道1号、国道23号の幹線国道が通っています。

また、名古屋港、三河港、衣浦港の主要港湾、中部国際空港にも近く、交通利便性が高い市といえます。

鉄道網では、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、名鉄名古屋本線及び名鉄西尾線の4路線があり、JR東海道本線経由で安城駅から名古屋駅まで25分、豊橋駅まで27分、東京駅まで2時間14分、中部国際空港まで1時間5分程度の時間距離です。さらに、現在リニア中央新幹線の整備が進められています。



(4) 災害

津波による浸水想定区域は油ヶ淵周辺の一部にみられます。一方、市北東部から南部を流れる一級河川矢作川や、市内を流れる猿渡川・長田川・半場川等の二級河川の周辺地域では洪水による浸水被害が想定されています。

図 津波災害警戒区域の基準水位分布図（安城市地震ハザードマップ）

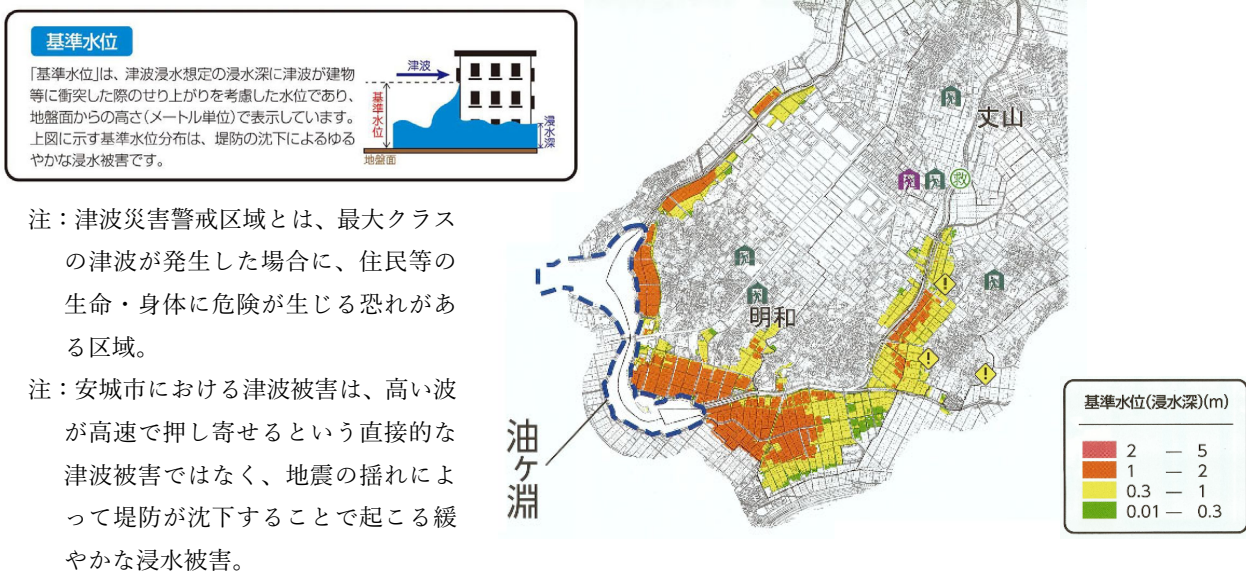
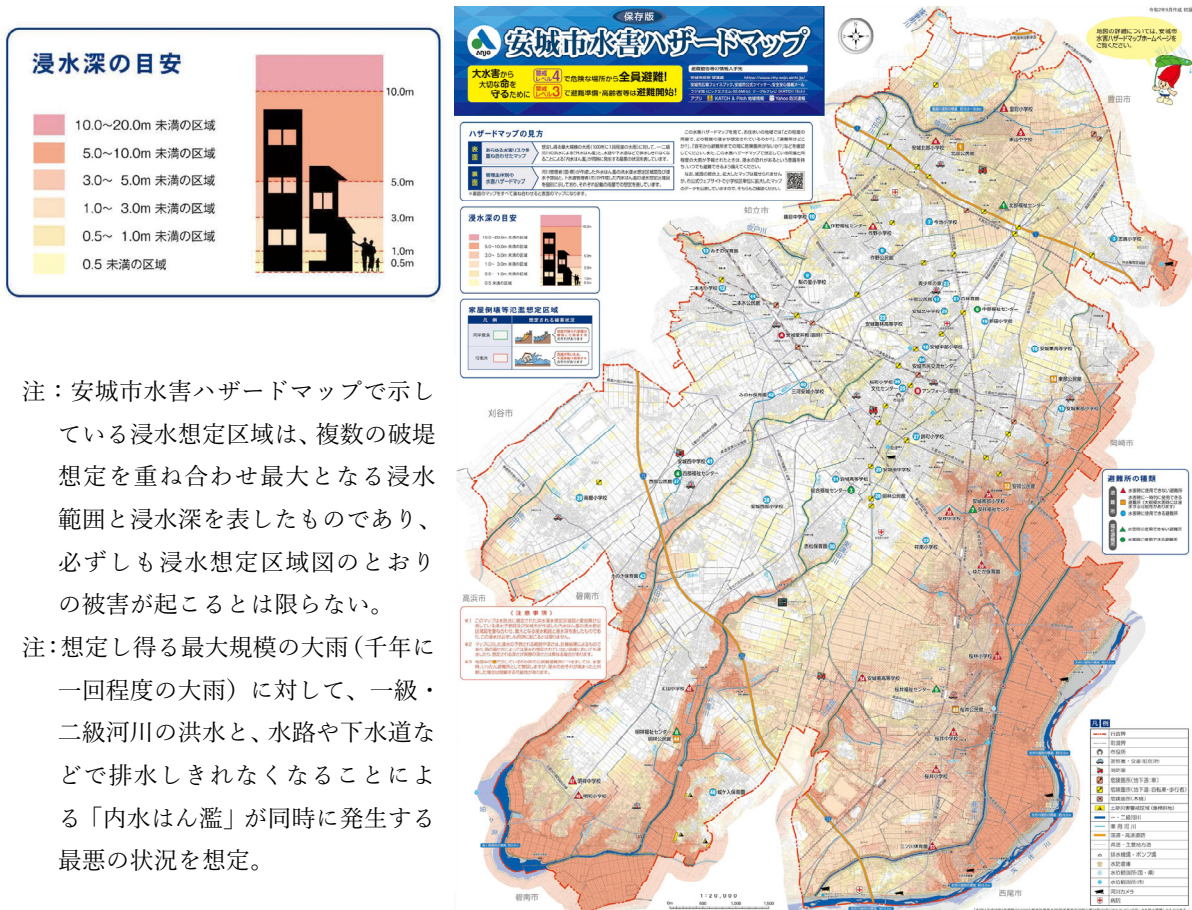


図 浸水想定区域図（安城市水害ハザードマップ）



(5) 財政状況

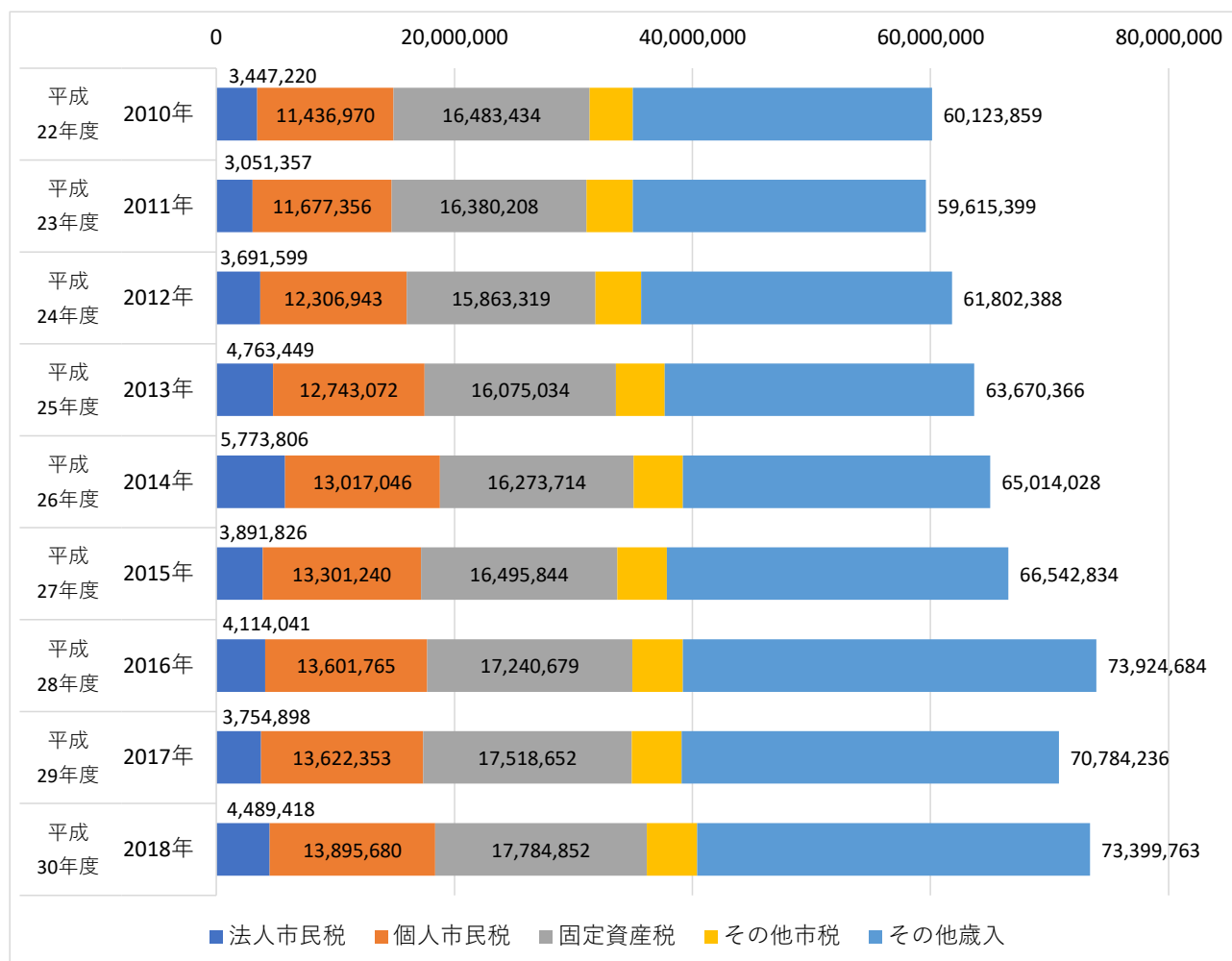
本市の歳入決算額は平成30年度で約734億円であり、平成22年度（2010年度）～平成24年度（2012年度）には約600億円でしたが、平成28年度（2016年度）以降は700億円を超える歳入となっており、増減はあるものの、全体的には増加傾向にあります。

市税は、平成30年度（2018年度）で約404億円であり、増減を繰り返しつつ、全体的には増加傾向にあります。

このうち、法人市民税は、平成26年度（2014年度）に約57億7千万円まで増加した後、平成27年度（2015年度）に約38億9千万円に減少しましたが、その後は横ばい傾向にあり、平成30年度（2018年度）では、約44億9千万円（市税の約11%）となっています。

固定資産税は、平成30年度（2018年度）で約177億8千万円（市税の約44%）であり、平成24年度（2012年度）以降は、微増傾向にあります。

図 歳入決算額の推移（安城市決算書、千円）



注：千円未満は四捨五入。

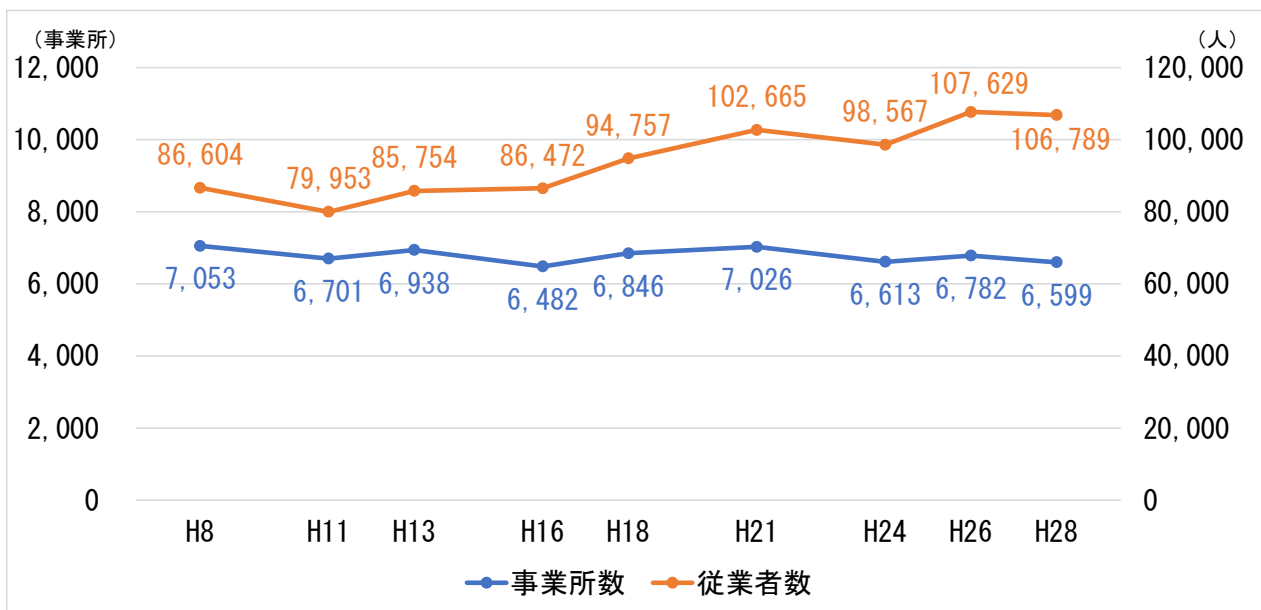
2 産業の状況

(1) 事業所及び従業者数

本市における全産業（民営）の事業所数は、平成8年（1996年）以降増減しながら推移しており、平成8年（1996年）と平成28年（2016年）を比較すると、454件（約22件/年）減少しています。

従業者数は、減少している時期はあるものの、概ね増加傾向にあり、平成8年（1996年）から平成28年（2016年）で20,185人（約1,009人/年）増加しています。

図 全産業の事業所数、従業者数の推移（事業所・企業統計、経済センサス）



産業大分類別の事業所数は、卸売業・小売業が最も多く立地しており、この他に製造業や宿泊業・飲食サービス業が多い傾向にあります。従業者数は、約45%が製造業で突出して多く、卸売業・小売業がこれに続いています。

表 全産業の産業大分類別事業所数、従業者数の推移（事業所・企業統計、経済センサス）

	事業所				従業者数(人)			
	H21	H24	H26	H28	H21	H24	H26	H28
農業・林業	13	15	15	15	246	375	241	175
漁業	1	1	1	1	4	3	4	3
鉱業・採石業・砂利採取業	12	12	8	8	95	87	55	54
建設業	658	605	566	550	4,373	4,000	3,575	3,563
製造業	983	912	908	870	39,430	41,883	48,337	48,007
電気・ガス・熱供給・水道業	11	3	8	7	184	23	98	57
情報通信業	48	36	36	36	449	648	752	954
運輸業・郵便業	153	144	153	146	6,408	5,521	6,309	6,179
卸売業・小売業	1,695	1,601	1,679	1,637	18,967	15,847	15,538	16,028
金融業・保険業	71	63	71	71	1,427	1,245	1,276	1,279
不動産業・物品賃貸業	505	503	505	490	1,306	1,328	1,521	1,610
学術研究・専門・技術サービス業	230	220	232	227	1,823	1,578	1,799	1,537
宿泊業・飲食サービス業	915	856	851	810	7,949	7,457	7,386	7,368
生活関連サービス業・娯楽業	586	589	588	580	3,671	3,620	3,476	3,292
教育・学習支援業	330	280	295	288	3,378	1,547	1,823	1,502
医療・福祉	392	366	453	463	6,780	6,337	8,224	8,288
複合サービス事業	33	28	28	27	867	539	529	580
サービス業(他に分類されないもの)	390	379	385	373	5,308	6,529	6,686	6,313
総数(民営事業所計)	7,026	6,613	6,782	6,599	102,665	98,567	107,629	106,789

注：表示単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳は必ずしも一致しない。

(2) 市内総生産

平成29年度（2017年度）における愛知県の県内総生産が40,544,482百万円、本市の市内総生産が1,341,827百万円であり、安城市は愛知県の3.3%を占めています。

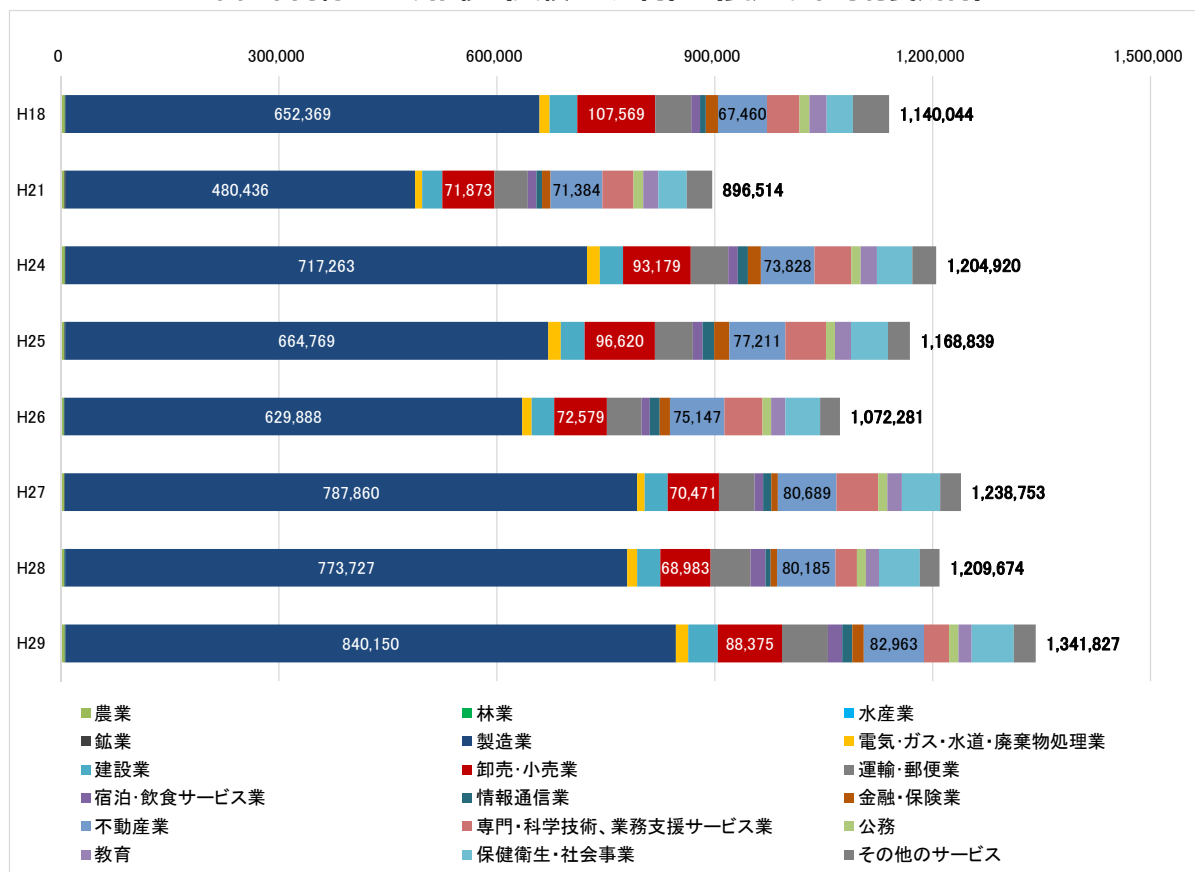
本市の市内総生産の大部分が製造業によるものであり、平成29年度（2017年度）は、約6割を占めています。

表 市内総生産の推移（実績・百万円）（愛知の市町村民所得）

	H18	H21	H24	H25	H26	H27	H28	H29
農 業	5,247	4,611	5,173	4,785	4,229	4,535	5,062	5,232
林 業	2	8	4	3	3	3	3	3
水 産 業	3	3	2	3	2	2	2	2
鉱 業	1,210	2,274	1,572	1,114	832	752	854	1,052
製 造 業	652,369	480,436	717,263	664,769	629,888	787,860	773,727	840,150
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	13,780	9,675	17,803	17,291	13,005	10,510	13,465	17,043
建設業	37,931	27,920	31,985	32,975	30,994	31,499	32,025	40,597
卸売・小売業	107,569	71,873	93,179	96,620	72,579	70,471	68,983	88,375
運輸・郵便業	49,418	45,942	51,685	52,424	47,614	48,912	55,211	63,372
宿泊・飲食サービス業	12,225	11,887	13,194	13,461	11,643	12,010	20,551	19,775
情報通信業	7,980	7,689	13,580	15,893	13,381	11,254	7,073	13,715
金融・保険業	16,747	11,698	18,015	20,629	14,128	9,168	8,903	15,905
不動産業	67,460	71,384	73,828	77,211	75,147	80,689	80,185	82,963
専門・科学技術、業務支援サービス業	44,502	42,677	50,800	56,133	52,480	57,528	29,630	34,566
公務	13,799	13,437	12,536	12,336	11,585	12,487	12,276	12,542
教育	23,978	21,013	22,718	21,875	19,794	20,031	18,269	18,516
保健衛生・社会事業	35,867	38,831	48,561	51,109	47,643	52,585	55,991	57,891
その他のサービス	49,957	35,158	33,022	30,208	27,333	28,458	27,466	30,129
市町村民総生産	1,140,044	896,514	1,204,920	1,168,839	1,072,281	1,238,753	1,209,674	1,341,827

注：表示単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳は必ずしも一致しない。

図 市内総生産の推移（実績・百万円）（愛知の市町村民所得）



(3) 製造業の状況

① 事業所数及び従業者数

事業所数は、平成7年（1995年）以降減少傾向をたどっており、この23年間で255件（約11件/年）減少しています。

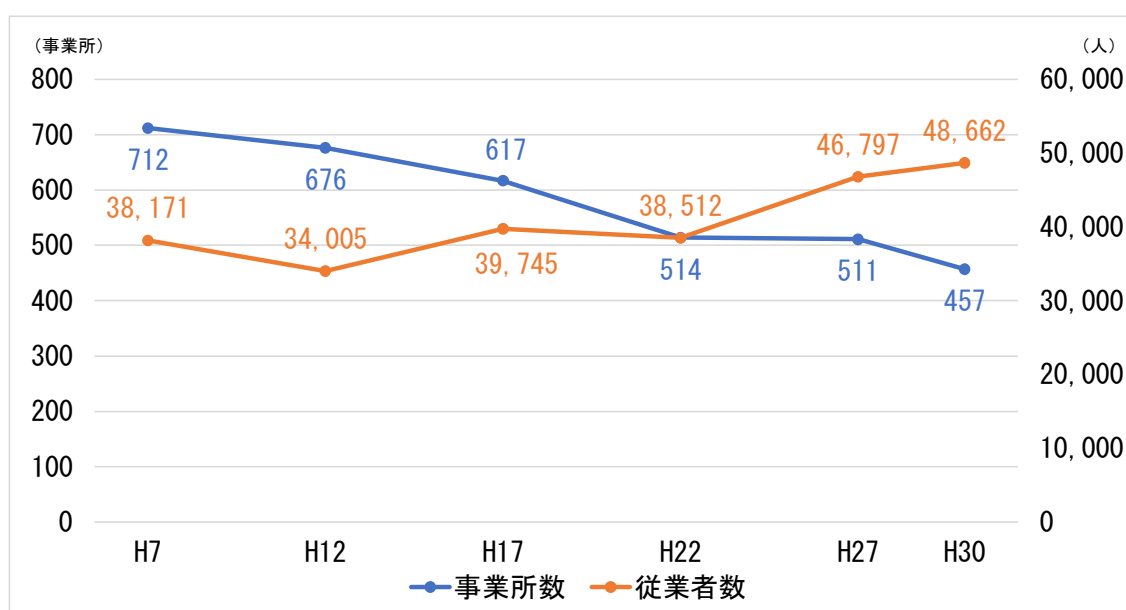
従業者数は、平成7年（1995年）から平成12年（2000年）及び平成17年（2005年）から平成22年（2010年）にかけて減少しましたが、その後は増加傾向にあり、平成7年（1995年）から平成30年（2018年）で10,491人（約456人/年）増加しています。

このことから、事業所当たりの従業者規模が拡大しつつ、事業所数が減少している状況にあります。

表 事業所数、従業者数（工業統計調査、経済センサス）

	H7	H12	H17	H22	H27	H30	単位
事業所数	712	676	617	514	511	457	事業所
従業者数	38,171	34,005	39,745	38,512	46,797	48,662	人

図 事業所数、従業者数（工業統計調査、経済センサス）



注：従業者4人以上の事業所を対象。

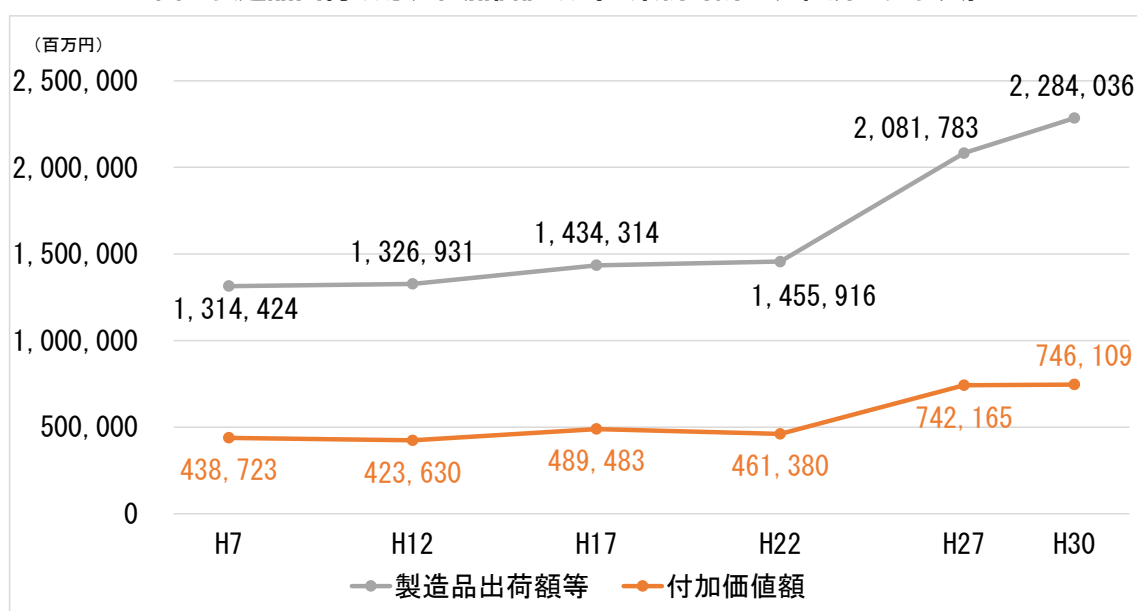
② 製造品出荷額等、付加価値額

平成7年（1995年）以降、製造品出荷額等、付加価値額（事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値）は増加傾向にあり、製造品出荷額等、付加価値額ともに平成7年（1995年）から平成30年（2018年）にかけて約1.7倍となっており、特に平成22年（2010年）以降の増加が大きくなっています。

表 製造品出荷額等、付加価値額（工業統計調査、経済センサス）

	H7	H12	H17	H22	H27	H30	単位
製造品出荷額等	1,314,424	1,326,931	1,434,314	1,455,916	2,081,783	2,284,036	百万円
付加価値額	438,723	423,630	489,483	461,380	742,165	746,109	百万円

図 製造品出荷額等、付加価値額（工業統計調査、経済センサス）



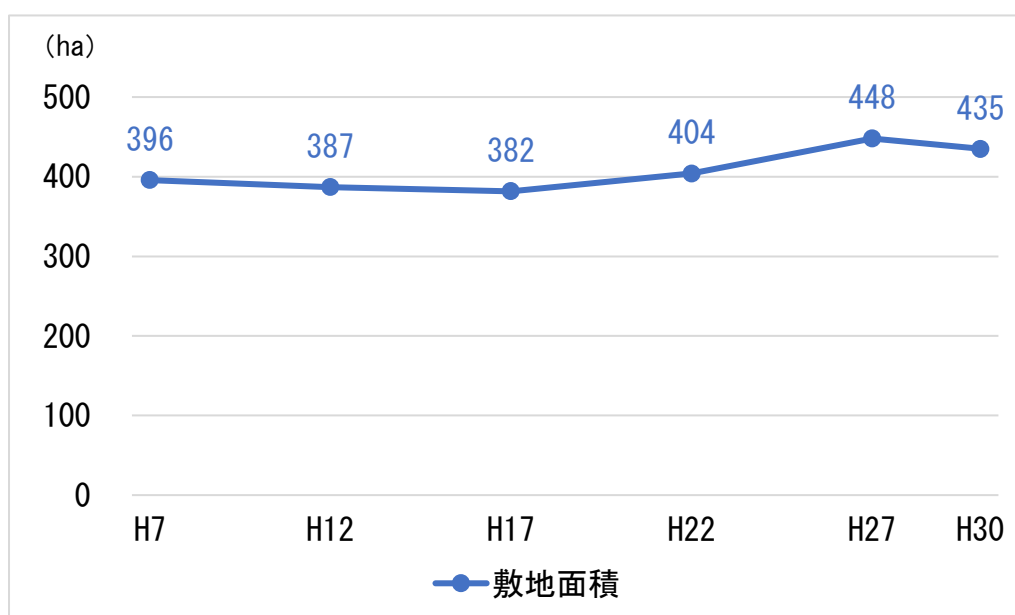
③ 工業用地の状況

本市の工業用地面積は、平成17年（2005年）までは減少傾向にありましたが、その後増加に転じ、平成27年（2015年）以降はわずかに減少しています。

表 工業用地面積等の推移（愛知県工業統計調査）

	H7	H12	H17	H22	H27	H30	単位
工業用地敷地面積	396	387	382	404	448	435	ha

図 工業用地面積等の推移（愛知県工業統計調査）



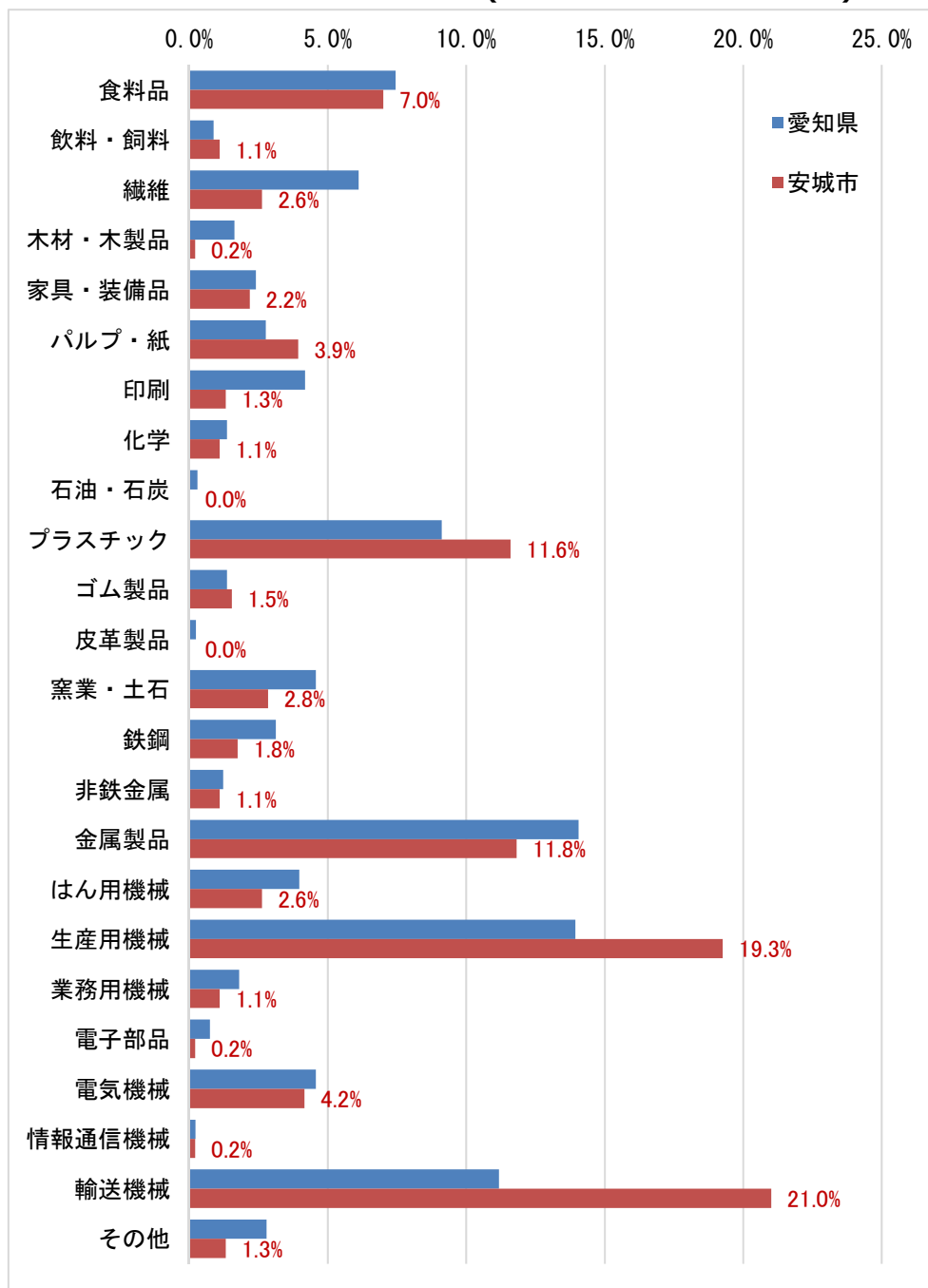
注：平成27年（2015年）は、平成28年経済センサス-活動調査により把握しており、工業統計調査と集計対象が異なる。

④ 業種別の状況

i) 事業所数

産業中分類別の事業所占有率を愛知県の状況と比較すると、愛知県より占有率が高い主な業種は「輸送機械」、「生産用機械」、「プラスチック」であり、反対に占有率が低い主な業種は「繊維」、「印刷」、「窯業・土石」、「金属製品」が挙げられます。

図 産業中分類別事業所の占有率(H30(2018)工業統計調査)

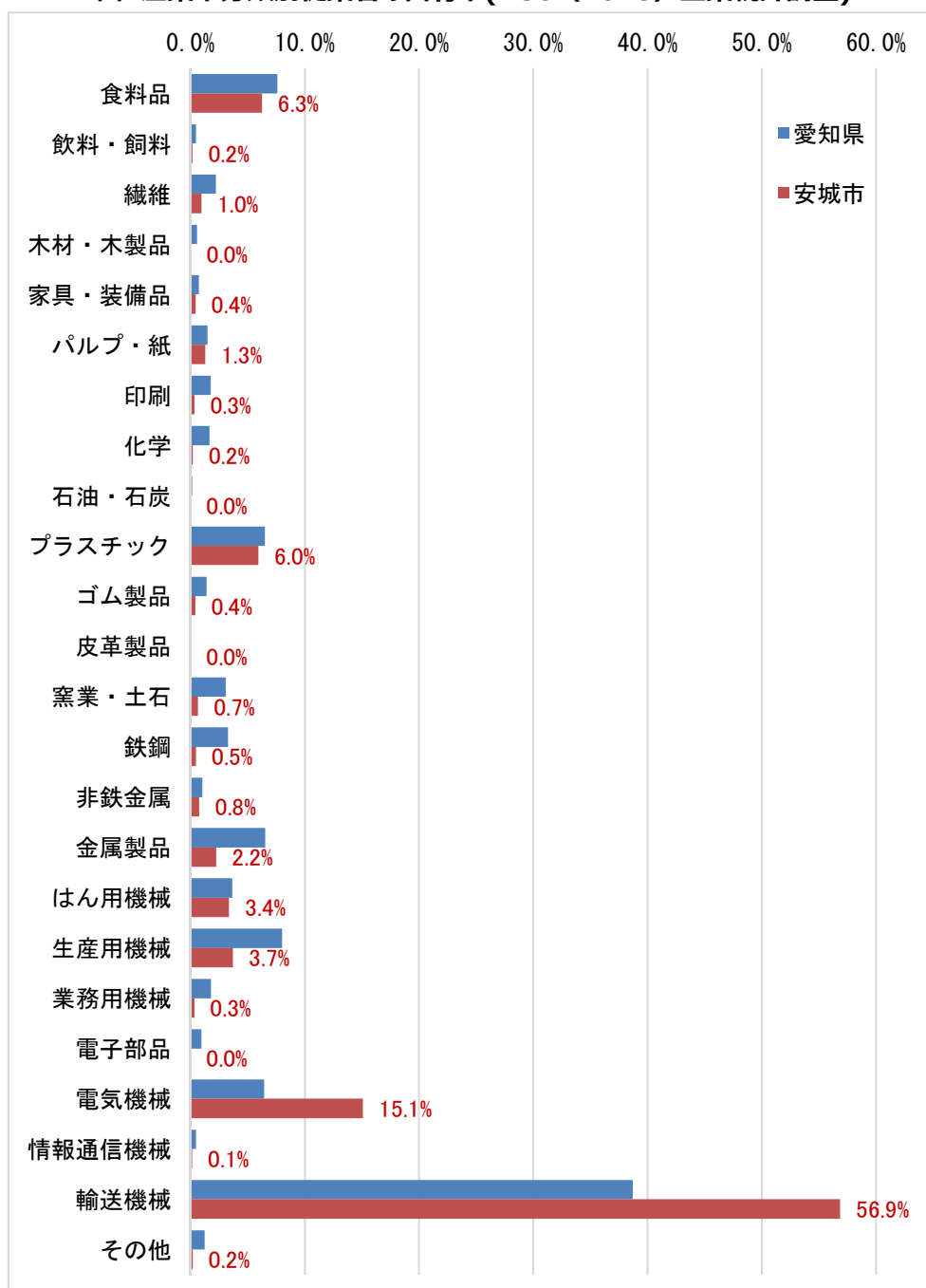


ii) 従業者数

産業中分類別の従業者占有率は、「輸送機械」が全従業者の56.9%を占めており、次いで「電気機械」が15.1%と、この2業種で従業員の7割以上を占めています。

愛知県の状況と比較すると、「輸送機械」、「電気機械」の割合が大きく愛知県値を上回っており、その他の業種は概ねが愛知県の値と同程度か下回る状況となっています。

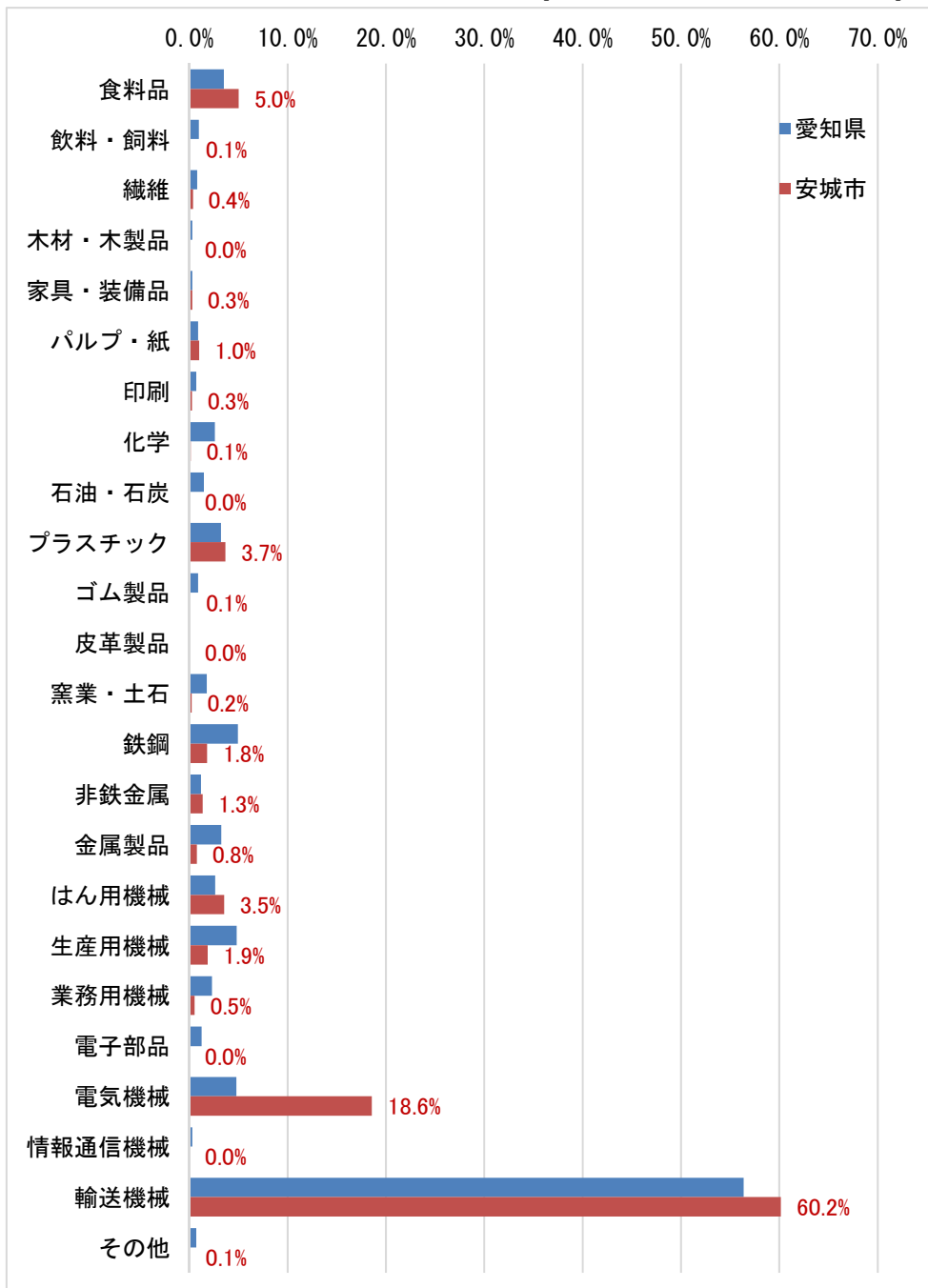
図 産業中分類別従業者の占有率(H30(2018)工業統計調査)



iii) 製造品出荷額等

産業中分類別製造品出荷額等の占有率は、「輸送機械」が60.2%、「電気機械」が18.6%で高く、製造品出荷額等の8割弱がこの2業種で占められる産業構造となっています。

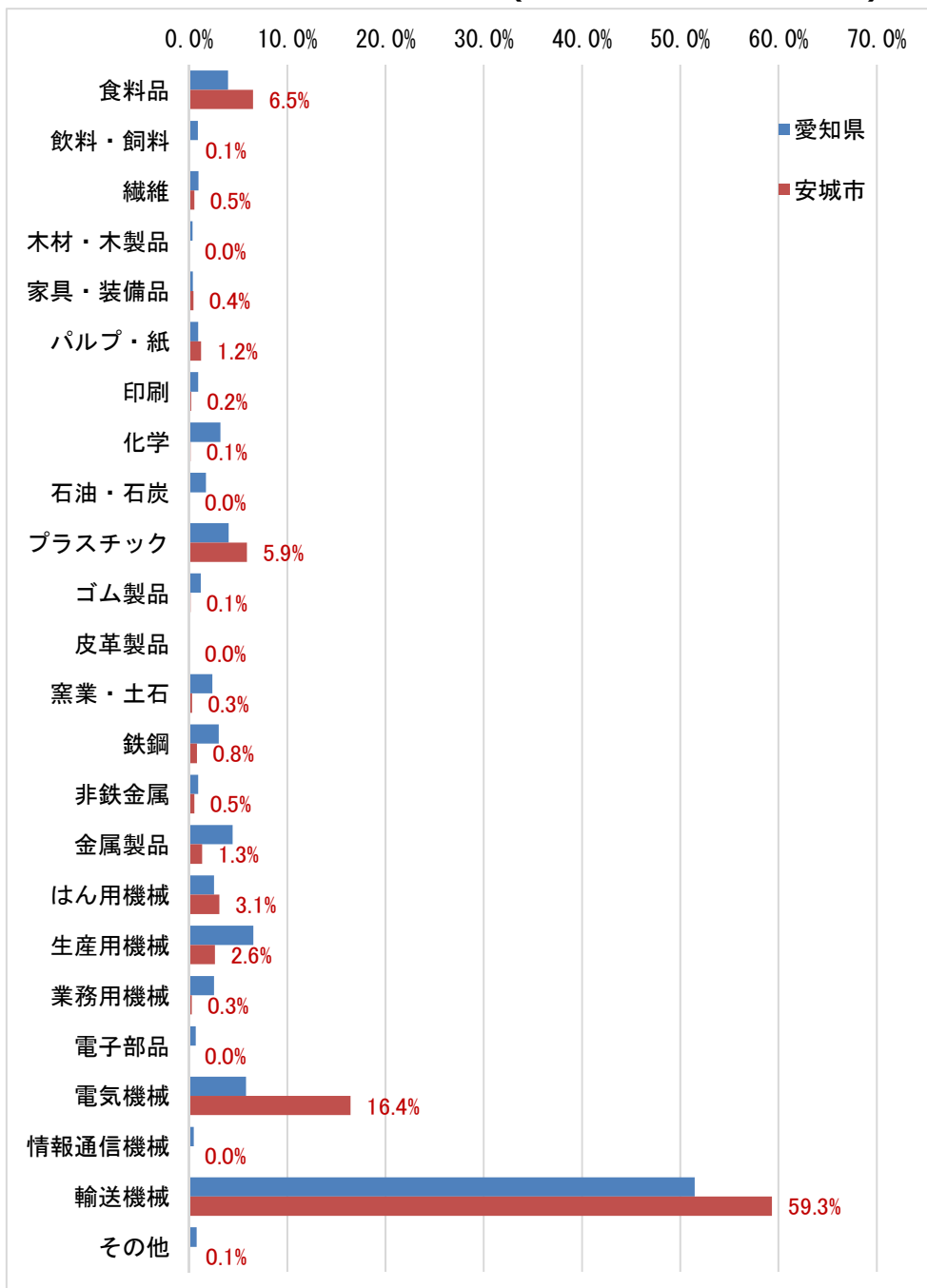
図 産業中分類別製造品出荷額等の占有率(H30(2018)工業統計調査)



iv) 付加価値額

産業中分類別の付加価値額占有率は、製造品出荷額等とほぼ同様であり、「輸送機械」が59.3%、「電気機械」が16.4%で高く、付加価値額の7割半ばがこの2業種で占められる産業構造となっています。

図 産業中分類別付加価値額の占有率(H30 (2018) 工業統計調査)



(4) 企業進出意向（企業ヒアリング調査）

令和2年（2020年）に市内企業を中心に63社を対象として実施したヒアリング調査より、本市における工業用地確保に対する需要は、以下のとおりとなっています。

ヒアリングを実施した企業のうち、約63%の企業が工業用地の拡大や移転を検討しており、その理由として様々な要因が挙げられていますが、その中でも生産対応（増産）や事業拡大、新製品開発といった好調な事業の状況がうかがえます。また、今後5年以内で工業用地の拡大・移転を検討している企業が一定数あります。

表 工業用地の拡大・移転の検討状況

【工業用地の拡大・移転に対する検討の有無】

	回答数	構成比(%)
拡大・移転を検討している	40	63.5
拡大・移転を検討していない	23	36.5
合計	63	100.0

【拡大・移転の時期】

	回答数	構成比(%)
3年以内	14	35.0
3年超 5年以内	11	27.5
未定	15	37.5
合計	40	100.0

【工業用地拡大の検討理由】 ※複数回答あり(回答企業40社)

	回答数	構成比(%)
生産対応(増産)	13	18.3
事業拡大、新製品開発	23	32.4
周辺居住地への対応	18	25.4
BCP(洪水、地震)	4	5.6
その他	13	18.3
合計	71	100.0

工業用地の拡大・移転の方法は、全面移転が最も多く、分離拡張を合わせると、工業用地の拡大・移転を検討している企業の約80%が隣地への拡張が困難であり、現在の用地とは別の場所に新たな工業用地を求めていることがうかがえます。なお、ヒアリングを実施した企業で必要としている新たな工業用地面積の合計は約45haとなります。

表 工業用地の拡大方法

※複数回答あり(回答企業40社)

	回答数	構成比(%)
敷地内拡張	1	2.2
隣地拡張	7	15.2
分離拡張	12	26.1
全面移転	26	56.5
合計	46	100.0

※敷地内拡張：現在の敷地内で工場等を拡張。
 ※隣地拡張：現在の敷地に隣接した土地に工業用地を拡張。
 ※分離拡張：現在の敷地はそのまま活用しつつ、別の場所に工業用地を確保。
 ※全面移転：現在の敷地を別の場所に移転。

表 工業用地の希望地域、面積及び時期と企業数

希望地域	希望面積(ha) カッコ内は企業数			計
	3年以内	3年超 5年以内	未定	
北部	22.0(8)	4.6(4)	5.7(6)	32.3(18)
南部	1.6(2)	2.0(5)	2.2(6)	5.8(13)
北部・南部どちらでも可	1.3(4)	0.8(2)	5.4(3)	7.5(9)
合計	24.9(14)	7.4(11)	13.3(15)	45.6(40)

表 事業者地域別の移転先候補地域

希望地域	企業数			計
	北部地域企業	南部地域企業	市外企業	
北部	13	2	3	18
南部	2	10	1	13
北部・南部どちらでも可	4	5	0	9
合計	19	17	4	40

分離拡張・全面移転先については、市内企業、市外企業を問わず、北部地域の希望が多く、その面積も大きい状況です。南部地域については、国道 23 号による広域的な交通利便性が高く、面積は小規模ですが一定の需要が見られます。これは、分離拡張先や全面移転先を選定する際、従業員の通勤や自社施設と取引先の距離などを考慮し、北部の企業は北部に、南部の企業は南部に工業用地を求める傾向があることがうかがえます。

一方、分離拡張・全面移転先として岡崎市、豊田市、知立市、刈谷市、高浜市、碧南市、西尾市といった市外を候補地の一つに考えている企業も見られます。

表 分離拡張・全面移転先の希望先・候補地選定理由

【分離拡張の希望先・候補地】

※複数回答あり(回答企業12社)

	回答数	構成比(%)
北部	4	30.8
南部	4	30.8
具体的な希望なし	4	30.8
市外(碧南市・西尾市・刈谷市)	1	7.7
合計	13	100.0

【分離拡張の希望先・候補地選定理由】

※複数回答あり(回答企業12社)

	回答数	構成比(%)
自社施設との行き来が容易	3	17.6
今の従業員が通える範囲	3	17.6
幹線道路のアクセス、渋滞等	4	23.5
土地の価格	1	5.9
賃賃が安い	0	0.0
制約(音、水、法的規制他)	0	0.0
その他	1	5.9
無回答	5	29.4
合計	17	100.0

【全面移転の希望先・候補地】

※複数回答あり(回答企業26社)

	回答数	構成比(%)
北部	12	37.5
南部	11	34.4
具体的な希望なし	3	9.4
市外(碧南市・西尾市・岡崎市・高浜市・豊田市・知立市)	6	18.8
合計	32	100.0

【全面移転の希望先・候補地選定理由】

※複数回答あり(回答企業26社)

	回答数	構成比(%)
自社施設との行き来が容易	4	10.0
今の従業員が通える範囲	13	32.5
幹線道路のアクセス、渋滞等	9	22.5
土地の価格	5	12.5
賃賃が安い	0	0.0
制約(音、水、法的規制他)	1	2.5
その他	2	5.0
無回答	6	15.0
合計	40	100.0

注：構成比(%)は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100%にならない場合がある。

また、市街化調整区域における法令上の制限、住宅等周辺環境など様々な制約から、進出できる場所が限られるとの意見もあります。

3 現状把握のまとめ

(1) 都市の現状まとめ

- ・市街化調整区域は市域の約4分の3
- ・市域の約4割を農地が占めている
- ・人口、世帯数は増加しているが、増加率は少なくなっている
- ・地域別では、人口、世帯数ともに全ての地域で増加しているが、特に三河安城の増加率が高い
- ・高速道路、鉄道の利便性は高く、空港、港湾への距離も比較的近い
- ・矢作川沿岸の浸水被害がかなり広範囲に及ぶものと予測されている

(2) 産業の現状まとめ

- ・全産業の事業所数は減少しているが従業者数は増加傾向にある
- ・事業所数は「卸売・小売業」が最も多いが、従業者数は「製造業」が圧倒的に多い
- ・市内総生産は増加傾向にあり、その約6割を製造業が占めている
- ・製造業の事業所数は減少傾向にあるが、従業者数は増加傾向にあり、1事業所当たりの従業員数が増加している
- ・製造品出荷額等、付加価値額ともに増加傾向にあり、特に平成22～27年にかけての増加が大きい
- ・工業用地面積は、平成17～27年にかけて増加したが、その後わずかに減少している
- ・本市の製造業は「輸送機械」に特化した産業構造となっている
- ・令和2年度に実施したヒアリング調査では、移転・拡張に対するニーズが高く、その理由としては事業拡大や増産、周辺居住地への対応、施設の老朽化対策、BCP 対応など様々である
- ・移転先、拡張先の場所は、従業員の通勤や自社施設と取引先の距離などから、南部地区の企業は南部に、北部地区の企業は北部に希望する傾向にある
- ・市外を移転先の一つとして考えている企業がある
- ・市内で移転先を探そうとしても、様々な制約から進出できる場所が限られる

第3章 課題の整理

本市の現状を踏まえ、企業立地を推進するにあたっての課題を以下に整理します。

課題1 企業の需要に対応した工業用地の確保

- 製造業が進展しており、企業進出や規模拡大等に伴う工業用地の需要が大きい
- 近隣市の工業用地開発の動きが活発であり、市内企業の市外流出が懸念

本市では、製造業における従業者数、製造品出荷額等、付加価値額は近年増加傾向であり、着実に成長してきましたが、自動車関連産業の大変革期を迎え、今後は企業進出や新事業拡大等の土地需要が大きいと考えられます。

また、企業のヒアリング結果を見ても、将来の事業拡大や増産、周辺住宅地への対応、施設の老朽化対策等の理由から移転・拡張のニーズが高い状況です。

しかし、市内には様々な制約から進出できる場所が限られ、近隣市において工業用地開発の動きが活発であり、このままの状況が続くと、工業用地を求める市内企業の市外流出につながるだけでなく、次世代技術を持つ企業の誘致も難しくなります。

このような状況を避けるために、住宅地や農地をはじめとした周辺環境との調和を図りつつ、企業の進出や拡大意向を十分に踏まえた工業用地の確保が求められます。具体的には、ヒアリング結果から北部地域への進出企業や大型拡張企業向けの「工業用地の新設」が必要です。一方で、南部の中小企業向けには、現在の産業ゾーンや工業専用地域の「土地の有効活用の推進」が必要です。

課題2 時代の変化に追隨できる産業構造の推進

- 産業構造における自動車関連の割合が大きい状態にある
- 自動車関連産業が「CASE革命」と言われる大変革期を迎える

本市の製造品出荷額等のうち、「輸送機械」が約60%を占める自動車関連産業が「CASE革命」と言われる100年に一度の大変革期を迎える中、新型コロナウイルス感染症による世界経済情勢の悪化は、従来の自動車部品を大きく減らす自動車の電動化や、社会を一変させるデジタル化を早めるきっかけとなりました。

本市においては、持続可能な社会、SDGsの目標である「産業と技術革新の基盤を作る」を目指し、時代の変化に対応した「産業構造のリニューアル」が求められています。

第4章 企業立地の方針

1 基本理念

以下の基本理念に基づき、企業立地を推進していきます。

『 既存企業の流出抑制と 新たな企業の誘致を進める環境づくり 』

第8次安城市総合計画の基本理念である、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」を基に定められた要素の一つである「地域の魅力、潤いと活力あふれるまち」の実現を図っていくためには、工業の振興を推進していくことが必要です。

工業の振興にあたっては、既存企業の流出抑制に対応する工業用地の確保を図るとともに、各企業自身において用地取得が可能となるような環境整備が必要です。

2 基本方針

基本理念に基づき、課題に対応する基本方針を以下に定めます。

(1) 工業用地の確保に向けた方針

本市は内陸部に位置し、伊勢湾岸自動車道、国道1号、国道23号やその他幹線道路により、広域的な交通利便性が高い地理的特性を有し、こうした特性を活かして製造業をはじめとする企業の立地を推進していくため、産業ゾーンの確保を図ります。

① 産業ゾーンの位置

産業ゾーンの位置については、工業地が利便性の高い国道23号インターチェンジ周辺、幹線道路沿いにコンパクトに集積している土地利用の状況を今後も引き継いでいくことを基本とします。

産業ゾーンを選定する際には、台風や大雨といった大規模な風水害が全国各地で頻発・激甚化し、さらに南海トラフ地震の発生が高い確率で想定される中、仮に被災しても影響を最小限にとどめることが重要であり、そのためには、企業立地のゾーンをある程度分散することを考慮する必要があります。

さらに、従業員の通勤や自社施設と取引先の距離などを考慮した拡張、移転先の受け皿確保、渋滞緩和などの交通環境の改善に向けた幹線道路整備状況などを総合的に判断して産業ゾーンの位置を決めていきます。

位置については、周辺の土地利用や環境に配慮しつつ、恵まれた地理的条件や交通体系を活用した新たな都市の活力を生み出すため、国道23号のインターチェンジ周辺を中心的な産業ゾ

ーンとして位置付けるとともに、自然災害等へのリスク分散、北部地域の企業を中心とした拡張・移転先の確保、(都)安城新田線と(都)安城高浜線の整備状況などを考慮し、次のとおり定めることとします。

① 国道23号インターチェンジ周辺

国道23号インターチェンジ周辺において、国道23号が有する高い交通利便性を活かした企業立地を誘導し、持続可能な産業振興を図ります。

② 専用工業地に隣接した地域

大規模工場が立地する工業専用地域、工業地域周辺において、既存企業の拡張への対応を行い、持続可能な産業振興を図ります。

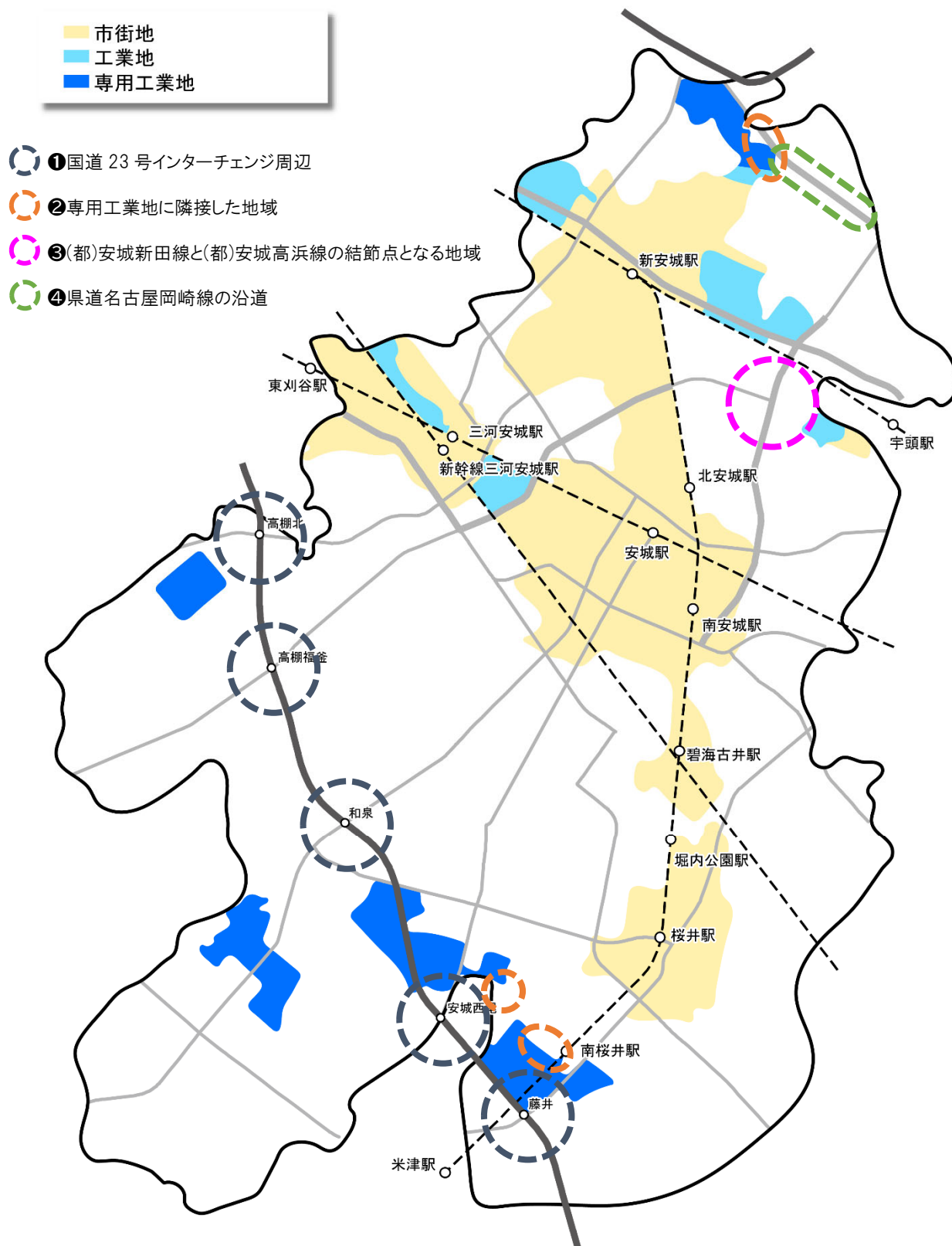
③ (都)安城新田線と(都)安城高浜線の結節点となる地域

(都)安城新田線と(都)安城高浜線の結節点となる地域において、北部地域の企業を中心とした拡張・移転先の受け皿、災害時のリスク分散といった役割を持たせ、国道1号や県道名古屋岡崎線、また伊勢湾岸自動車道、東名・新東名高速道路へのアクセスが良好といった交通利便性を活かした持続可能な産業振興を図ります。

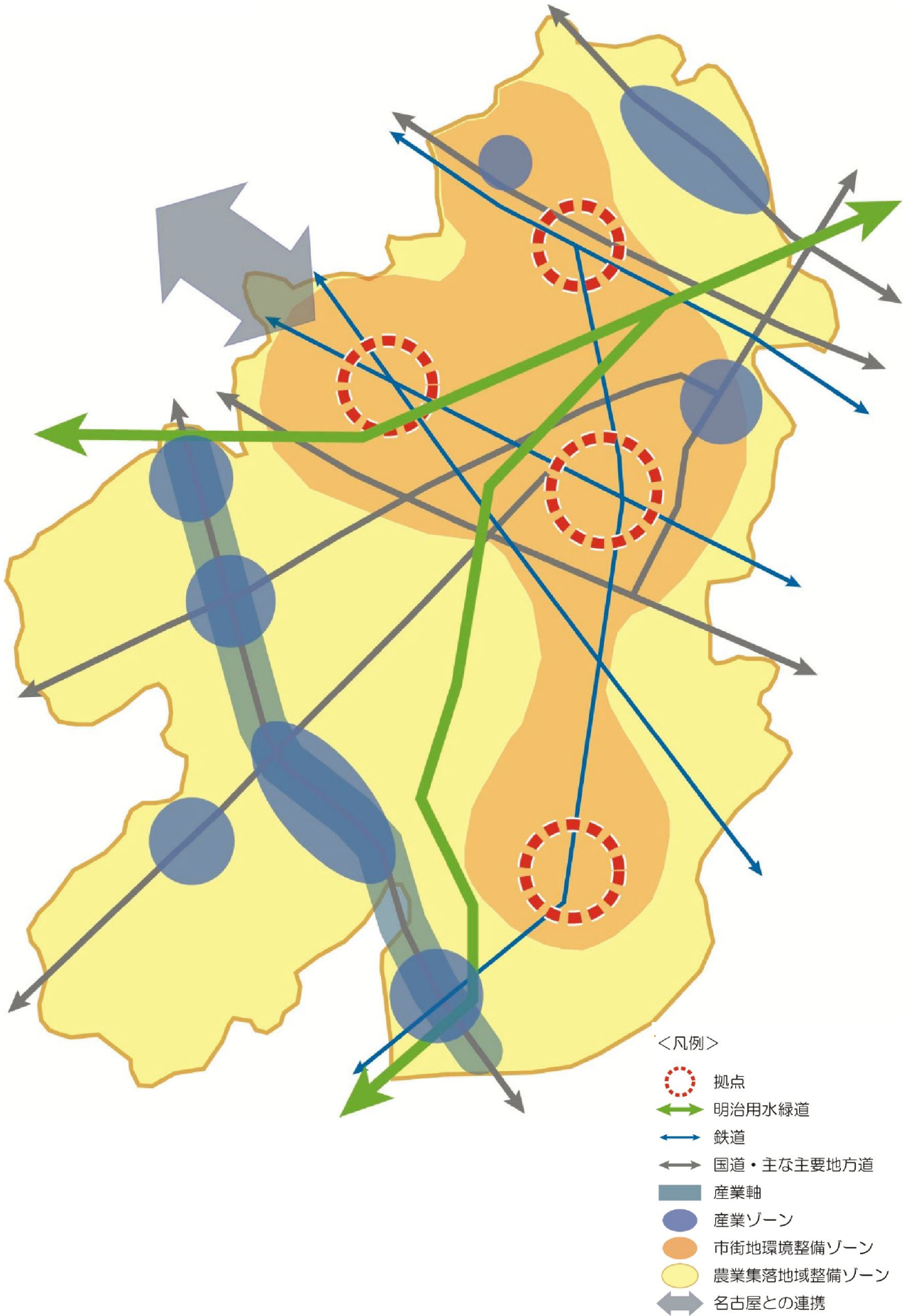
④ 県道名古屋岡崎線の沿道

県道名古屋岡崎線沿道において、工業専用地域や工業地域に立地する大規模工場に隣接し、伊勢湾岸自動車道や国道1号などの幹線道路へのアクセス性を活かし、持続可能な産業振興を図ります。

図 産業ゾーンの位置



参考図 第8次安城市総合計画後期計画における産業ゾーンの位置付け



② 産業ゾーンの用地確保に向けた取組

■開発需要への迅速な対応を最優先課題としてとらえ、民間事業者による整備を促進する
環境整備

■産業ゾーン内の道路等計画又は整備の必要性検討

■企業ニーズを踏まえて、公共主導の工業用地整備を検討

産業ゾーンの用地確保に向けた取組については、事業主体（公共、民間）によるメリット・デメリットを踏まえながら検討を行う必要があります。

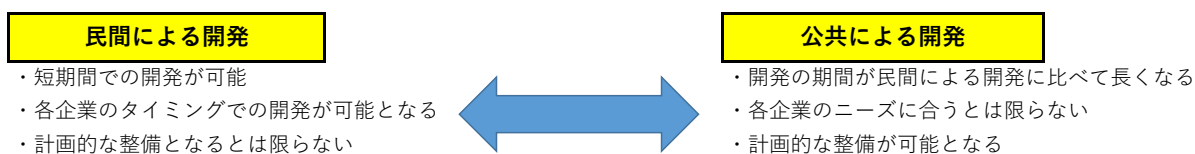
民間が事業主体となる場合は、公共が実施する場合に比べ短期的な開発が可能となる一方、計画的な整備がなされず、効率的な土地利用が図られない可能性があります。

公共が事業主体となる場合、計画的な整備が可能である一方、各関係機関等との協議や手続に長い期間を要することもあり、変化の激しい現状にあっては結果として企業ニーズに即さない開発となってしまう可能性が考えられます。

このような事業主体による整備手法の違いや企業ヒアリングの結果を踏まえ、本計画に基づく取組として、開発需要への迅速な対応を最優先課題としてとらえ、各法令等を踏まえた、民間による開発を誘導するための環境整備を進めます。また、民間による開発であっても、産業ゾーン内の道路等を公共主導で計画又は整備していくこと等により、計画的な整備が促進できるかについて検討を進めます。

一方、大規模な企業の進出、また、複数の企業が計画的に進出するためには、公共が事業主体とならざるを得ないことも想定されるため、上記の取組に並行して工業用地に対する企業ニーズを引き続き注視し、公共が事業主体となる場合の最適な整備手法を検討していきます。検討にあたっては、今回のヒアリング結果などを踏まえるとともに、農地や住宅地への影響、渋滞対策など、単に用地確保の視点だけでなく、総合的な視点を持って行います。

図 事業主体による整備手法の整理



公共による整備手法の比較

主体	市街化調整区域での開発行為		市街化区域編入後の開発行為	ほ場整備による非農用地の創設
	市土地開発公社	県企業庁	市土地開発公社	県
概要	地区計画を策定後、開発行為許可		区域区分の見直しによる新市街地の市街化編入。市街化区域編入後、開発行為許可	事業計画を作成し、換地計画認可等土地改良法による手続き
検討	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な整備が可能 農地転用許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 市の費用負担が想定よりも増える可能性がある 農地転用許可が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 分譲価格が高くなる傾向がある 開発期間が長くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 農業とのバランスがとれる 事業着手までに時間がかかる

③ 既存工業地の効率的利用に向けた取組

■既存工業地の効率的利用につながる支援策の検討

東端・根崎の工業専用地域の利用状況を調査した結果、稼働率の低い工場や、倉庫として利用されているなど、効率的に利用されていない状況が見受けられます。また、業績や後継者問題等で廃業や、貸工場として運用を検討している事業者も見受けられます。一方で、事業拡大、新製品開発等により用地拡張を希望する事業者も存在しており、こうした各事業者の抱える課題に対応していくことが必要です。このため、各事業者の置かれた状況や意向に対応した既存工業地の効率的な土地利用に向けた支援策を検討します。

(2) 産業構造のリニューアルに向けた方針

■現在の自動車産業を基幹産業として今後の発展を推進しつつも、多様な業種の進出を促進

■広く多様な業種において必要な「試作開発・研究開発」分野の支援強化

自動車産業が本市の基幹産業であり、関連する企業が集積していることが本市の強みとなっている一方、自動車の大変革により系列を強みとした自動車産業は地域経済への牽引力を弱めると言われています。これは、市財政にも大きな影響を及ぼすことから、未然に防ぐための産業構造のリニューアルが求められます。

そこで、現在の自動車産業を基幹産業としながらも、変革に対応する多様な業種の進出を促進する取組が必要です。そのために、多様な業種の進出が可能となるよう「安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」の開発行為等の許可の条件となる、「市長が定める業種」の範囲を拡大します。

また、将来性のある企業・人材の集積と企業の新技術開発への取組を支援することも必要です。例えば、今後進展が見込まれるロボット導入や既存の自動車関連工場のデジタル化を新たなビジネスチャンスとすることで、集中する自動車産業のものづくりの中に、新たな業種の進出を促進することも可能です。本市は、すでに鉄道利便性の高い三河安城駅周辺に自動車関連のデジタル技術を持つ企業も見られます。三河安城駅周辺は西三河における広域的な役割を担う拠点であり、こうした先端技術等を有する企業集積に対して大きな可能性を持っています。

新技術開発には、試作開発や研究開発が必要であり、これは自動車関連に限らず、広く多様な業種においても同様です。試作、研究分野を重点的に支援することで、多くの業種の進出を促進し、工業に関する持続可能な産業構造づくりを進めます。

第 5 章 企業立地の推進体制

1 企業立地支援制度

企業の立地を推進するにあたっては助成制度を活用していきます。本市における立地に関する現行助成制度は以下のとおりです。

① 企業投資促進事業補助金

長年にわたり地域を支える市内企業の再投資を支援します。また、航空宇宙、新エネルギーなどの高度先端産業分野の市への進出を県と共同で支援します。

対応する 県補助金	21世紀高度先端産業立地補助金	新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)
対象分野	・ 高度先端分野 (航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーに関する分野)	・ 次世代成長分野 (次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボットに関する分野) ・ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種
補助要件	・ 新規常用雇用者5人以上 ・ 固定資産取得費用が2億円以上	・ 県内に20年以上立地、かつ概ね市内に10年以上立地 ・ 固定資産取得費用が1億円以上 ・ 常用雇用者25人以上
補助対象 経費	・ 固定資産取得費用 ※消費税及び土地代は除く	・ 固定資産取得費用 ※消費税及び土地代は除く
補助率 限度額	・ 補助対象経費の10% ・ 限度額10億円 ※ただし、既設又は新たに賃借した工場の建物内に新たに機械を設置する場合は5%	・ 補助対象経費の10% ・ 限度額10億円

※上記の表は、中小企業を対象とした補助制度。別に大企業向けの制度もある。

【愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種】

輸送機械関連産業	11 繊維工業、16 化学工業、18 プラスチック製品、19 ゴム製品、21 窯業・土石製品、22 鉄鋼業、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械器具、26 生産用機械器具、27 業務用機械器具、28 電子部品・デバイス・電子回路、29 電気機械器具、30 情報通信機械器具、31 輸送用機械器具、3231 時計・同部分品
電気・電子機器関連産業	11 繊維工業、21 窯業・土石製品、25 はん用機械器具、26 生産用機械器具、27 業務用機械器具、28 電子部品・デバイス・電子回路、29 電気機械器具、30 情報通信機械器具、31 輸送用機械器具、3231 時計・同部分品
機械・金属関連産業	11 繊維工業、16 化学工業、18 プラスチック製品、19 ゴム製品、22 鉄鋼業、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械器具、26 生産用機械器具、27 業務用機械器具、28 電子部品・デバイス・電子回路、29 電気機械器具、30 情報通信機械器具、31 輸送用機械器具、3231 時計・同部分品
健康長寿関連産業	9 食料品、10 飲料・たばこ・飼料、11 繊維工業、12 木材・木製品、13 家具・装備品、14 パルプ・紙・紙加工品、16 化学工業、18 プラスチック製品、19 ゴム製品、21 窯業・土石製品、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械器具、28 電子部品・デバイス・電子回路、29 電気機械器具、30 情報通信機械器具、31 輸送用機械器具、3231 時計・同部分品、3297 眼鏡
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・たばこ・飼料、12 木材・木製品、13 家具・装備品

立地に関する助成制度以外に、中小企業を支援する主な現行助成制度は以下のとおりです。

② ものづくり企業研究開発推進事業補助金

ものづくり中小企業（製造業者または建設業者）が行う新製品・新技術等の開発に要する費用を一部補助します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合は市内に本社、個人の場合は市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者または中小企業団体で市税を滞納していない者 ・ 日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の大分類 Dー建設業または大分類 Eー製造業を営むこと
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業または建設業に係る事業 ・ 新製品または新技術等の開発や既存製品の高付加価値化を目的とした事業 ・ 補助対象経費総額が20万円以上の事業 ・ 申請年度の2月末日、または翌年度の2月末日までに終了する事業
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料費及び副資材費 ・ 工具、器具その他の備品購入費 ・ 機械及び装置のリースに要する費用 ・ 外注加工費及び外部委託費 <p>※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない</p>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の1/2以内 ・ 環境負荷の低減が見込まれる事業について補助対象経費の2/3以内
補助額	<p>事業区分によって補助限度額が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独開発事業（対象者が単独で行う対象事業） 1社あたり最高200万円/年度 ・ 共同開発事業（対象者が中小企業、大学、公設機関及び公設試験研究機関等と共同して行う対象事業） 1共同体あたり最高300万円/年度

③ がんばる中小企業応援事業補助金

中小企業者が行う人材育成、展示会出展、新規事業展開等に係る経費の一部を補助します。

【一般事業】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は市内に本社、個人の場合は市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者で、市税を滞納していない者
対象経費	<p>人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社内研修における社外講師謝礼及び会場使用料 (2) 社外で行われる研修会または講習会への参加費 (3) 資格取得のための講習会への参加費及び受験料 ※語学取得に関する研修・検定等は対象外 ※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない <p>特許申請等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許、実用新案又は意匠出願に係る申請書類作成費用及び出願手数料 ※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない <p>依頼試験事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、公設試験研究機関が行う試験・技術指導等に要する手数料、設備・器具等の借用に要する使用料 ※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない <p>人材確保事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 合同企業説明会などへの出展に伴う小間料 (2) 求人広告媒体等への掲載料 ※WEB 広告について、スカウト料、アプローチ料及び DM 料等は対象外 ※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない <p>展示会出展事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社製造した商品又は製品の見本市などへの出展に伴う小間料 ※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の50%以内
補助上限額	<p>人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1社あたり同一年度15万円 <p>特許申請等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1社あたり同一年度60万円 <p>依頼試験事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1社あたり同一年度10万円 <p>人材確保事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1社あたり同一年度20万円 <p>展示会出展事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1社あたり同一年度60万円

【専門家相談事業】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合は市内に本社、個人の場合は市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者で、市税を滞納していない者 ・ 安城市中小企業コーディネーターの訪問及び事業内容のヒアリング等必要な調査を受けること（現場改善等相談事業） ・ 市内に本社または事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）で、市税を滞納していない者（ISO等認証取得事業）
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年度末までに終了する事業
対象経費	<p>現場改善等相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内事業所における専門家による現場改善、製品技術の改善及び販路拡大に関して行うコンサルティング費用 ※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない <p>BCP 策定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BCP 策定に要するコンサルティング費用 ※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない <p>ISO等認証取得事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001、14001、22000、JISQ9100、FSSC22000及び HACCP の認証取得に要する費用のうち、次に掲げるもの ①審査登録機関に支払う審査登録費用 ②コンサルティング費用及び通訳費 ③上記①②に伴う旅費及び宿泊費 ④内部監査員の養成に関する研修の受講料（②を使用しない場合） ※市外に立地する事業所と合わせて規格の認証を取得する場合、市内に立地する事業所に要する費用（その費用が明らかでないときは、費用の総額を市内及び市外に立地する事業所のそれぞれに属する人数でん分して算出した費用） ※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の50%以内
補助上限額	<p>現場改善等相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1社あたり同一年度40万円 <p>BCP 策定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1社あたり同一年度40万円 <p>ISO等認証取得事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1社あたり1規格につき同一年度40万円

④ 信用保証料補助事業補助金

愛知県信用保証協会の保証により融資を受ける際に必要となる信用保証料を一部補助します。

対象者	・法人の場合は市内に本社、個人の場合は市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者で、市税を滞納していない者
対象経費	・愛知県信用保証協会の保証により融資を受ける際に必要となる信用保証料

2 推進活動

企業の投資拡大意向を、市内への確実な用地取得・進出に結び付けていくため、本市の工業用地としての魅力の情報発信や、市役所内における情報共有など、企業誘致のための活動を推進します。

<主な取組>

- 企業立地に関する市役所内の情報集約・一元化
- 市公式ウェブサイトにて専用ページを作成し、企業立地に関する情報を発信
- 企業訪問によるニーズ把握

参考資料 用語解説

用語	解説
あ行	
IoT	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれるもの。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すこと。
ICT	Information & Communications Technology の略。情報通信技術。
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。
SDGs	持続可能な世界を実現するための 17 の目標と、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、平成 27 年(2015 年)の国連サミットで採択された、令和 12 年(2030 年)までの国際目標のこと。
か行	
開発許可	都市計画法による、開発行為をしようとする者が受けなければならない許可のこと。
区域区分	無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成などの観点から、都市計画区域を「市街化を促進する区域(市街化区域)」と、「市街化を抑制する区域(市街化調整区域)」に区分すること。
CASE(革命)	自動車の分野におけるコネクテッド(C)、自動運転(A)、シェアリング(S)、電動化(E)の 4 つの技術革新や、これらの開発を支える AI の進化のこと。
工業専用地域	用途地域の一つで、工業の利便を増進するために定める地域。
さ行	
産業ゾーン	製造業をはじめとする企業の立地を図っていくゾーン。
市街化区域	都市計画区域のうちで、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
市内総生産	1 年間に市内の経済活動によって新たに生み出された付加価値の総額。
製造品出荷額等	1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計。
た行	
地区計画	一定の地区を対象に、その居住者の利用する道路・公園等施設の配置及び規模に関する事項や、建築物の形態・用途等に関する事項を総合的な計画として定め、開発行為や建築行為をこれに基づいて規制・誘導することにより地区特性にふさわしい良好な市街地の整備を図ろうとする制度。

用語	解説
な行	
南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100 年から 150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震(昭和東南海地震(1944 年)及び昭和南海地震(1946 年))が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。
農地転用	農地法に基づき、農地を住宅や店舗、資材置場、駐車場等の農地以外の用途にすること。
は行	
付加価値額	事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のこと。
記号	
(都)	都市計画道路のこと。

安城市企業立地推進計画

令和3年3月

【発行】安城市

【編集】安城市 産業環境部 商工課

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

TEL 0566-76-1111(代表) FAX 0566-76-1112

URL <https://www.city.anjo.aichi.jp/>